

佐賀県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月二日から平成二十二年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 波佐見塩田線	武雄市西川登町大字小田志字嶽ノ 下一五〇三五番一地从先から 武雄市西川登町大字小田志字戸井 掛一四八二六番三地从先まで	平成二二・三・二